千葉県立佐倉高等学校いじめ防止対策基本方針

平成26年3月策定 平成30年4月改定 令和 3年4月改定 千葉県立佐倉高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることな く、いじめられた生徒の立場に立つ。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか 否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解 釈されることのないよう努める。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒 や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、 当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- キ インターネット上で悪口を書かれたが、当該生徒がそのことを知らずにいるよう な場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケ ースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏 まえ適切に対応する。
- ク いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次の $(1)\sim(9)$ は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4)いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(9)いじめについて訴えがあったときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等から情報を収集して事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠匿することなく、的確に対応することが大切である。

Ⅱ いじめ防止対策委員会(学校いじめ対策組織)

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行う。

1 いじめ防止対策委員会の構成

(1)通常協議

校長(委員長)、教頭、生徒指導主事(いじめ防止対策主任)、各学年担当、人権教育担当、教育相談担当、養護教諭で構成する。

(2) 緊急会議

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、関係教職員(当該学年主任及び担任、部活動顧問等)で構成する。その他、状況を鑑み、学校医、スクールカウンセラー(未配置の場合は配置校に照会)、スクールソーシャルワーカー(県に照会)、養護教諭のうち必要な者を加えることができる。

- 2 いじめ防止対策委員会の活動
- (1) 定例のいじめ防止対策委員会を学期に1回程度開催する。
- (2)いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し、対応する。
- (3)いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議で報告し、情報共有を徹底する。
- (4)年間計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む体制をつくる。計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。
- (5)学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を推進する。
- (6)いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者との連携を図る。

(7) 学校評価アンケートの項目に、いじめ防止対策基本方針の内容を含め、生徒、保護者、教職員対象に調査し、評価検証する。

Ⅲ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。また、学習における過度の競争意識や部活動等における勝利至上主義が生徒たちのストレスも原因の一つになっていることを認識する必要がある。

1 生徒や学級の実態把握

(1) 教職員の気づき

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。生徒と同じ目線で対応することで、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る。

(2) 実態把握の方法

ホームルーム、授業、部活動等において生徒の実態を把握するとともに、生徒及び 保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対 して心理尺度等を用いた調査等を行う。

2 信頼される教職員

生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。また、教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

3 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開する。また、生徒と向き合う時間 を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

4 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりができるようにする。また、教職員は、生徒へ積極的に声かけを行うとともに、学習における過度な競争意識や部活動における勝利至上主義などにより、ストレスを高める状態に陥っていないか留意する。

5 生徒の自発的な活動への支援

生徒会活動に「いじめ防止キャンペーン」を取り入れ、キャンペーン中に生徒同士によるいじめに関する討論会や協議会を設け、生徒会による「いじめゼロ宣言」を採択する。生徒自らが行ういじめをなくす取組を教職員は支援する。

6 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させるとともに、学校全体で暴力や暴言等をなくしていく。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

7 道徳教育の充実

1学年における「道徳」の授業の充実を図り、他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

8 保護者や地域の方への働きかけ

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との連絡を密にする。また、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校ホームページや学校だより等による広報活動を積極的に行う。

9 障害のある生徒への対応

発達障害を含む、障害のある生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

10 海外からの帰国生徒等への対応

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

11 LGBT に係る生徒への対応

性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

12 東日本大震災等による被災生徒への対応

東日本大震災により被災した生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している生徒(以下「被災生徒」という。)については、被災生徒が受けた心身への 多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意 を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員の姿勢

(1) 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢をもつ。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 早期発見のための手立て

いじめは大人の見えないところで行われている。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。例えば、SNS などネット上で行われているもの、無視、遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態などがある。また、「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はダメな人間だ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたらその仕返しが怖い」などといった心理から、いじめられている本人からの訴えは少ない。このようなことを踏まえて早期発見に努める。

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

(2) 観察の視点

学級担任を中心に生徒の情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、適切な指導を行う。

(3) いじめ実態調査アンケート

毎年6月、12月にいじめ実態調査アンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

(4)個人面談の実施

前期に1回、後期に1回担任が個人面談を実施し、実態を把握する。

(5)教育相談の活用(学校カウンセリング)

日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。教育相談担当が教育相談室(TEL 043-484-1021 内線 235)で対応するほか、養護教諭が生徒の相談に対応する。

(6) インターネット上 (SNS等) のいじめ

ネット上のいじめは最も見えにくい。生徒の小さな変化を見逃さないように努めるとともに、保護者との連携により迅速に対応する。また、ネットパトロール (「青少年ネット被害防止対策事業」)等の関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめの把握に努める。

V 相談窓口

いじめの相談の窓口があることを生徒・保護者に知らせる。

1 校内

教頭、生徒指導主事(いじめ防止対策主任)、各学年担当、人権教育担当、教育相談担当、養護教諭(TEL 043-484-1021 ファクシミリ 043-486-0903)

2 外部機関

- (1) 24時間子供SOSダイヤル(TEL 0120-0-78310)
- (2) 子どもと親のサポートセンター (TEL 0120-415-446)
- (3) 子どもの人権 1 1 0番 (TEL 0120-007-110)
- (4) ヤング・テレホン (月~金 9:00~17:00 TEL 0120-783-497)
- (5) 千葉いのちの電話 (TEL 043-227-3900)
- (6) チャイルドライン千葉(月~土 16:00~21:00 TEL 0120-99-7777)
- (7) 千葉県総合教育センター特別支援教育部(TEL 043-207-6025)
- (8) 各教育事務所の相談窓口

VI いじめに対する措置(早期対応)

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、学校全体で組織的に対応する。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報をキャッチした場合には、原則として以下の手順に従って対応する。

- ① いじめの情報のキャッチ
 - ○報告

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長(緊急時には臨機応変に対応)。

- ○「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ○いじめられた生徒を徹底して守る。
- ○見守る体制を整備する。
- ② 正確な実態把握
 - ○当事者双方や周りの生徒からの聞き取りを行い記録する。
 - ○個々に聞き取りを行う。
 - ○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ○一つの事象にとらわれず、いじめの全体を把握する。
- ③ 指導体制、方針決定
 - ○指導のねらいを明確にする。
 - ○すべての教職員の共通理解を図る。
 - ○対応する教職員の役割分担を考える。
 - ○教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ④ 生徒への指導・支援
 - ○いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ○いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うなかで、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- ⑤ 保護者との連携
 - ○直接会って、具体的な対策を話す。
 - ○協力を求め、今後の学校との連携方法を話す。
- ⑥ 事後の対応
 - ○継続的に指導支援を行う。
 - ○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
 - ○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめ にかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、 学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告する。

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応する。いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側

の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対 応することが必要である。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す対応

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を 聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。 また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。状 況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) いじめの相談があった場合

いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、いじめが 助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、細心の注意を払って 対応する。

ア 本人からの相談(心身の安全を保証する)

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を 伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなら ない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカ ウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保 証する。また、「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴 する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。 イ 周りの生徒からの相談

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの相談

保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定的に感じることもあるので、 保護者の気持ちを十分に理解して接する。

(3) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とするが、事実確認においては暴言や威圧的な態度等には十分に留意し、確認した事実について管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報例>

- ◆誰が誰をいじめているのか? …………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? …………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? ………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? ······【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? …………【期間】

<要注意>

生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意する。

- 3 いじめが認知された場合の対応
- (1) いじめられた生徒に対して
 - ア 生徒に対して
 - (ア)事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の 安定を図る。
 - (イ)「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - (ウ) 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - (エ) 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - イ 保護者に対して
 - (ア)発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - (ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - (オ) 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

<参考>いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- どこかに相談にいかれてはどうですか。
- (2) いじめた生徒に対して
 - ア 生徒に対して
 - (ア)いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - (イ) 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと毅然

とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- (ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- (イ)「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重 大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (ウ) 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を する。

(3) 周りの生徒たちに対して

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめ の傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学校全体に示す。
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し 合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がい じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5)継続した指導

ア いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒 及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

イ いじめをきっかけとして不登校に陥った生徒については、いじめの解消に向けた

取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該生徒への不登校対策の 充実に取り組む。

- ウ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心 のケアにあたる。
- エ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に 取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化 する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ た疑いがあると認めるとき

例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重 大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合

- ア いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、いじめ防止対策委員会を迅速に開き、第 一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。
- イ いじめ防止対策委員会を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか 否か判断するが、判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決 定する。
- ウ 重大事態と認められる場合、学校は、設置者により①~③の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。(いじめの重大事態を認知した場合の報告)

県立学校→県教育委員会(学校安全保健課)→県知事

※文書による報告は、県立学校管理規則にある事故報告書の様式による。

エ 必要に応じて、早期に警察や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら対応す

る。

オ 調査の実施

教育委員会が調査主体を決定し、学校又は教育委員会が調査を実施する。学校は被害生徒の安全確保や加害生徒への対応、調査のための資料の提出等組織的に対応する。調査については、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。なお、生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

カ調査の報告

調査結果を学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

その後、調査結果を、文書により報告する(いじめの重大事態の調査結果の報告)。 県立学校→県教育委員会→県知事

また、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

キ 留意事項

学年及び学校全体の保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

VII ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある課業時間中の使用禁止の意図を生徒・保護者に周知することやパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、パソコン、携帯電話、スマートフォン等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のSNSやWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝えたいこと

ア 未然防止

- (ア) 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタ リングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行 うこと。
- (イ) インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識 や、利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こるという認識をもつ こと。
- (ウ)「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与える ことを認識すること

イ 早期発見

家庭では、携帯電話等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

- (2) 情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行 う。
 - ア発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - イ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ウ 違法情報や有害情報が含まれていること。
 - エ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、人間関係の悪化だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - オ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 3 早期発見・早期対応
- (1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - ア 書き込みや画像の削除の対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言する。
 - イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携する。

Ⅷ 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、福祉関係者等の関係機関 や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

1 教育委員会との連携について

学校において解決が困難な事案については、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解 決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

2 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止等の懲戒処分の措置を校長の判断で検討する必要がある(出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。)。また、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し退学を含めた懲戒処分について検討する必要がある。保護者から、進路変更等についての申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

4 地域等その他関係機関等との連携について

事案によっては、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得る ことも視野に入れて対応する必要がある。

IX 教職員の研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の若手教職員に対しては、校内でのOIT(オン・ザ・ジョブトレーニング)が円滑に実施されるよう配慮する。

X いじめ防止対策の公開

本いじめ防止基本方針を学校のホームページに公開する。